
北海道市町村入札参加資格共同審査

入札参加資格申請内容変更の手引き

令和5・6年度版

2023年3月10日

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

目次

1.	入札参加資格共同審査の概要-----	1
2.	入札参加資格申請内容の変更届の提出について-----	1
2-1	入札参加資格申請内容の変更届とは-----	1
2-2	入札参加資格申請内容の変更届の提出が必要な事項-----	2
2-3	入札参加資格申請内容の変更届の提出に必要な書類-----	2
2-4	入札参加資格を辞退したいとき-----	2
	競争入札参加資格申請内容の変更届に必要な添付書類一覧-----	3
3.	変更届の受付期間-----	4
3-1	システムによる変更届の受付期間-----	4
4.	変更届提出の手続きについて-----	4
4-1	変更届の提出方法-----	4
4-2	共同審査システム入り口-----	4
4-3	お問い合わせ-----	4
4-4	変更届提出の流れ-----	5
4-5	変更届提出にあたっての注意事項-----	6
4-6	変更届の記載例-----	6
4-7	辞退届の記載例-----	15
5.	経営事項審査の受審の継続について-----	16
6.	競争入札参加資格の取り消し（登録の抹消）-----	16
7.	届出先自治体の連絡先一覧-----	17
	様式集-----	19

1. 入札参加資格共同審査の概要

- 入札参加資格共同審査とは、表－1「北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体」に示す自治体が実施する建設工事の請負及び測量・建設コンサルタント等（以下、「設計等」という。）業務に係る競争入札に参加を希望する方について、入札参加資格申請書及び変更届の**共同受付**と、申請・変更内容の**形式審査**を行うものです。

表－1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体

地域	自治体数	参加自治体
石狩・空知	7市町村	江別市、赤平市、深川市、北広島市、新篠津村、長沼町、新十津川町
後志	6市町村	小樽市、島牧村、蘭越町、ニセコ町、泊村、余市町
渡島・檜山	10町	松前町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町
胆振・日高	8市町	伊達市、白老町、厚真町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
上川	8市町	旭川市、士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、東川町、上富良野町、中富良野町
留萌	2町	小平町、羽幌町
宗谷	5市町	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、利尻富士町
オホーツク	12市町村	北見市、網走市、紋別市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町
十勝	5町	音更町、鹿追町、新得町、芽室町、足寄町
釧路・根室	7町村	釧路町、標茶町、鶴居村、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

2. 入札参加資格申請内容の変更届の提出について

2-1 入札参加資格申請内容の変更届とは

- 入札参加資格共同審査において受理された競争入札参加資格申請が、各自治体において名簿登載となった後、登録情報に変更があったときには**【変更様式1】競争入札参加資格申請書変更届**（以下、「変更届」という。）を提出する必要があります。ただし、4-5「変更届提出にあたっての注意事項」に示す、(1)～(4)に該当する場合を除きます。

2-2 入札参加資格申請内容の変更届の提出が必要な事項

- ・ 入札参加資格審査申請が受理された後、次のいずれかに該当したときは、**速やかに**、申請内容の変更届を提出しなければなりません。
- ・ 変更届を提出するときは、変更届に加えて、その事実を証する書類等を添付して、提出してください。なお、**経営事項審査や建設業の許可、その他の登録等に関する事項の単純更新についても、変更届の提出が必要です。**
 - (1) 商号又は名称に変更があったとき。
 - (2) 代表者に変更があったとき。
 - (3) 受任者に変更又は廃止があったとき。
 - (4) 本店（主たる営業所）の所在地に変更があったとき。
 - (5) 受任先営業所の所在地に変更があったとき。
 - (6) 本店（主たる営業所）の電話番号、FAX番号に変更があったとき。
 - (7) 受任先営業所の電話番号、FAX番号に変更があったとき。
 - (8) 建設業の許可、その他の登録に関する事項に変更・更新があったとき。（単純更新についても変更届の提出が必要です。）
 - (9) 経営事項審査に変更・更新があったとき。（単純更新についても変更届の提出が必要です。）
 - (10) 技術職員数又は資格等保有者数に変更があったとき。
 - (12) 資本金に変更があったとき。
 - (13) 舗装プラントの所在地、鋼橋上部の製作工場の所在地に変更があったとき。
 - (11) 実印、使用印に変更があったとき。
 - (14) 資本関係・人的関係に変更があったとき。
 - (15) 入札参加資格の一部を取り下げたいとき。

2-3 入札参加資格申請内容の変更届の提出に必要な証明書類

- ・ 変更届に加えて、必要な添付書類は表-2でご確認ください。

2-4 入札参加資格を辞退したいとき

- ・ 各自治体において名簿登載となった後、何らかの事情により入札参加資格を辞退する場合は、該当する自治体に【**変更様式2**】**競争入札参加資格辞退（喪失）届**（以下、「**辞退届**」という。）を提出してください。
- ・ 辞退の理由により別途確認書類が必要な場合があります。辞退届の備考欄をご確認ください。

表-2 競争入札参加資格申請内容の変更届に必要な添付書類一覧

変更事項	必要な添付書類											備考	
	資格審査申請書変更届 〔変更様式1〕競争入札参加	登記事項証明書又は変更を証明する書類	建設業許可の変更届出書 （様式二十二号の二）※1	ある変更届等	許可登録通知書又は受付印のある変更届等	廃業届等 ※2	（総合評定値評価結果通知書）※1	経営規模等評価結果通知書	印鑑証明書	資本関係・人的関係調書	年間委任状 ※3		資格辞退（喪失）届 ※4
1	商号又は名称の変更	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	代表者の変更	○	○	-	-	-	-	-	-	-	△	-	
3	受任者の変更・廃止	○	-	○	-	-	-	-	-	-	△	-	
4	本店または受任先営業所の所在地の変更	○	○	-	-	-	-	-	-	-	△	-	
5	本店または受任先営業所の電話番号・FAX番号の変更	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	建設業の許可及びその他の登録等に関する変更	許可更新	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	更新後の有効期間の初日以降に届出
		許可換え	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	許可行政官庁の変更 知事→大臣、大臣→知事
		許可番号	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	主たる営業所の移転
		許可の業種・区分	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	業種の追加 一般→特定、特定→一般
		廃業・廃止	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	経営事項審査の変更・更新	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	建設工事のみ
7	技術職員数又は資格等保有者数に関する変更	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	実印の変更	○	-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	
	使用印の変更	○	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	
9	資本金の変更	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	舗装プラント又は鋼橋上部の製作工場の所在地の変更	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	資本関係・人的関係調書の内容の変更	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
12	入札参加資格の一部取り下げ	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	入札参加資格の辞退	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	登録の抹消

提出書類はすべてPDF形式にしてシステムにアップロードしてください。

※1 建設工事のみ

※2 許可を受けている建設業を廃業した場合は廃業届を、その他の登録等を廃止した場合は廃止届等を提出してください。

※3 入札・契約手続き等の権限を受任者に委任している場合に提出してください。

※4 辞退の理由により別途確認書類が必要な場合があります。（変更様式2）をご確認ください。

3. 変更届の受付期間

3-1 システムによる変更届の受付期間

- ・ 令和5年3月15日（水）9：00から令和7年3月31日（月）17：30まで

4. 変更届提出の手続きについて

4-1 変更届の提出方法

- ・ 北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下、「システム」という。）に、登録済みの申請データの修正を行います。システムでは複数の申請先自治体に一括して変更届を提出することができます。
- ・ 利用登録により取得したログインIDとパスワードでシステムにログインし、変更があった入力項目を修正し、必要な提出書類を添付してください。添付書類のデータ形式は「**PDF形式**」に限定します。ExcelやWordなど他の形式では添付できませんのでご注意ください。
- ・ 一般財団法人北海道建設技術センター（以下、「センター」という。）が形式審査を行い、届け出の内容や添付書類の不備が見つかった場合、変更届は「不受理」となり、不受理の理由とともに、申請者に電子メールで不受理通知が届きますので、不受理の理由を確認のうえ、不備の修正を行い、再度変更の届け出を行ってください。
- ・ 形式審査を通過し、変更届が「受理」されると電子メールで審査完了通知が届きます。これで手続きは完了となります。

4-2 共同審査システム入り口

<北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル>

URL : <http://www.hoctec.info/kyoshin/>

4-3 お問い合わせ

一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課 入札参加資格審査担当

TEL : **011-733-2322**

E-mail : kyoshin@hoctec.or.jp

電話によるお問い合わせは、9：00から17：00分まで。（年末年始及び土日・祝日を除く）
メールによるお問い合わせは24時間送信可能です。

4-4 変更届提出の流れ

・変更届提出の流れを図-1に示します。

図-1 変更届提出の流れ

順序	誰が	届け出フロー	システムの状態	入力
①	申請者	ログイン https://con.kyoshin-hkd.jp/cmp/ ※注1	—	—
②	申請者	変更入力・書類添付	編集可能	可
③	申請者	変更情報確認	編集可能	可
④	申請者	申請ボタン押下 ※注2	ロック	不可
⑤	センター	変更届受付	ロック	不可
⑥	センター	受理 形式審査 不受理	ロック	不可
⑦	センターから申請者へ	審査完了通知 不受理通知 <small>不受理の理由と共に申請者へ通知</small>	ロック	不可
⑧		完了	編集可能	可

【用語の定義】

受理待ち… 申請者が変更ボタンを押し、センターの形式審査が開始されていない状態

受理… 変更届の内容や添付書類に不備がなく、形式審査が完了した状態

不受理… 変更届の内容や添付書類に不備があり、修正後、再提出が必要な状態

【注意事項】

- ※注1 ログインIDとパスワードを忘れてしまった場合は「一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課 入札参加資格審査担当」までお問い合わせください。
- ※注2 申請ボタンを押すとシステムがロックされて形式審査完了まで修正は出来なくなりますので、届け出の内容をよくご確認くださいのうえ申請ボタンを押してください。
- ※注3 形式審査が完了し、変更届が受理又は不受理になると、ロックは解除され、新たな変更届の提出や不備の修正が可能となります。

4-5 変更届提出にあたっての注意事項

- ・ **紙による変更届の提出は一切受け付けておりません。**インターネットによる電子申請が困難な場合は、各申請先自治体の窓口へお問い合わせください。（表-3 自治体連絡先一覧）
- ・ 変更届の内容や必要な添付書類の不足等で、問い合わせをすることがありますので、全ての書類の写しを作成し、保管するようにしてください。
- ・ 変更届のあった各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただくことがあります。
- ・ **変更届では、有効期間中の競争入札参加資格の取り下げはできますが、新規業種の追加はできません。**
- ・ 一度変更届を提出した後に新たな変更事項が発生した場合は、変更事項が発生した都度、変更届の提出が必要です。共同審査システムでは変更届の提出回数に応じて“第〇回変更”という形で処理されます。（例：4月1日に代表者が変更した→第1回変更、その後6月1日に本店が移転した→第2回変更）
- ・ 次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は**共同審査システムによる受付は出来ません**ので、**一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課 入札参加資格審査担当**
TEL : 011-733-2322 E-mail : kyoshin@hoctec.or.jp
までご連絡ください。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、分割、譲渡により移転されたとき。
- (2) 競争入札参加資格を有する個人事業主が、事業継承や法人へ変更するなど、組織に変更を生じたとき。
- (3) 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員（競争入札参加資格を有する組合員に限ります。）を変更したとき。
- (4) 競争入札参加資格を有する者が会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。

- ・ 競争入札参加資格の申請を行った以降に、申請事項の変更、事業又は営業の相続、合併、譲渡又は会社分割による承継、解散又は、廃業等のいずれかの事由に該当することになったときは、**速やかに**届出（上記（1）～（4）の場合はセンターに連絡）してください。
特に変更等の届出を行う前に、一般競争入札に参加しようとするとき又は、指名競争入札における指名通知を受けたときは、**直ちに**その旨を当該市町村担当部署に連絡してください。

4-6 変更届の記載例

- ・ 変更届を作成する際は、P.7～P.14に示す記載例をご確認ください。

【変更様式1】競争入札参加資格審査申請書変更届を作成する際の注意事項

- 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに【変更様式1】競争入札参加資格審査申請書変更届を提出してください。

【変更様式1】競争入札参加資格審査申請書変更届のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

令和 5 年 4 月 10 日

変更届を提出する日を記入してください。

代表者印(実印)

実印を押印してください。

締代
役表
印取

入札参加資格申請先団体の長 様

宛先は変更しないでください。

令和 5 年 4 月 10 日

変更届を提出する日を記入してください。

代表者印(実印)

実印を押印してください。

締代
役表
印取

入札参加資格申請先団体の長 様

宛先は変更しないでください。

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前		変更後	
1		商号又は名称の変更		商号又は名称		商号又は名称	
2	<input checked="" type="checkbox"/>	代表者の変更	令和5年4月1日	職名 氏名	代表取締役社長 △△ △△	職名 氏名	代表取締役 ○○ ○○

該当する変更事項を●で選択してください。

変更が発生した日を記入してください。

変更前の情報を記入してください。

変更後の情報を記入してください。

1. 商号又は名称に変更があったとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前		変更後	
1	●	商号又は名称の変更	令和〇年〇月〇日	商号又は名称	株式会社 ○×建設	商号又は名称	○×□△建設 株式会社

- ・ **必ず法人区分（株式会社、有限会社など）も記入**してください。

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ 変更後の商号が記載された登記事項証明書、許可登録通知書又は許可行政庁等の受領済印のある変更届等を提出してください。

2. 代表者に変更があったとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前		変更後	
2	●	代表者の変更	令和〇年〇月〇日	職名	代表取締役社長	職名	代表取締役
				氏名	土木 太郎	氏名	建設 一郎

- ・ **必ず職名も記入**してください。**個人事業主**の場合は職名には**“代表”**と記入してください。

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ 変更後の代表者が記載された登記事項証明書、許可登録通知書又は許可行政庁等の受領済印のある変更届等を提出してください。

※ 登記の変更に時間がかかる場合は、取締役会の議決書の写しで仮受付します。（登記事項証明書取得後、速やかに当センターの審査担当者へご連絡ください。）

3. 受任者に変更又は廃止があったとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
3	●	受任者の変更・廃止	令和〇年〇月〇日	職名 <u>〇〇支店長</u> 氏名 土木 二郎	職名 <u>取締役〇〇支店長</u> 氏名 建築 建夫

- 必ず職名も記入してください。受任者を廃止（委任を解く）する場合は、変更後欄に“廃止”と記入してください。

<変更届に加えて必要な書類>

- 建設工事に申請している場合は、**建設業許可の変更届出書（様式二十二の二）の“使用人の変更届”**を提出してください。 ※下記の見本参照
- 委任行為がある場合は**年間委任状**を再提出してください。（受任者を廃止する場合は不要です）

様式第二十二号の二（第八号、第九号関係）

(用紙A4)

変更届出書
(第一面)

下記のとおり、
 〔(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人事務の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第3条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 (9)建設業法第13条第2号〕
 について変更があったので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長 北道 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番地 〇号
 建設業法第3条第2号に規定する使用人 建設業法第3条第2号
 建設業法第13条第2号

〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表者 代表取締役 建設 一社

許可年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

国土地院大臣 地事 許可 (特) 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

法人 番 号 〇

届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
建設業法施行令第3条に規定する使用人	土木 二郎	建築 建夫	令和 〇 年 〇 月 〇 日	〇〇支店

見本

変更の内容が、次の【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の【営業しようとする建設業、主たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に於ける場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 〇

商号又は名称 〇

代表者又は個人の氏名のフリガナ 〇

代表者又は個人の氏名 〇

主たる営業所の所在地市区町村 〇

主たる営業所の所在地 〇

郵便番号 〇

電話番号 〇

資本金額又は出資総額 〇

〒 〇

〒 〇

〒 〇

〒 〇

〒 〇

〒 〇

〒 〇

〒 〇

〒 〇

〒 〇

4. 本店（主たる営業所）の所在地に変更があったとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前		変更後	
4	●	本店（主たる営業所）の所在地の変更	令和○年○月○日	〒	123-4567	〒	987-6543
				所在地	北海道△△郡△△町△△丁目△番地△	所在地	北海道○○市○○町○丁目○番地○号

- ・ 住所は**都道府県名**および**郡市区町村名**を記入し、**必ず郵便番号も記入**してください。

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ 変更後の所在地が記載された登記事項証明書、許可登録通知書又は許可行政庁等の受領済印のある変更届等を提出してください。

5. 受任先営業所の所在地に変更があったとき

- ・ 4.「本店（主たる営業所）の所在地の変更」と同様です。
- ・ 委任行為がある場合は**年間委任状**を再提出してください。

6. 本店（主たる営業所）の電話番号、FAX番号に変更があったとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前		変更後	
5	●	本店（主たる営業所）の電話番号・FAX番号の変更	令和○年○月○日	TEL	0987-12-3456	TEL	099-123-4567
				FAX	0987-12-3457	FAX	099-123-4568

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ なし

7. 受任先営業所の電話番号、FAX番号に変更があったとき

- ・ 5.「本店（主たる営業所）の電話番号・FAX番号の変更」と同様です。

8. 建設業の許可、その他の登録に関する事項に変更・更新があったとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
8	●	建設業の許可及びその他登録等に関する変更・更新	令和〇年〇月〇日	<u>建設業許可番号</u> 01-*****	<u>建設業許可番号</u> 00-*****

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
8	●	建設業の許可及びその他登録等に関する変更・更新	令和〇年〇月〇日	<u>有効期間</u> 平成△年△月△日～平成△年△月△日	<u>有効期間</u> 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
8	●	建設業の許可及びその他登録等に関する変更・更新	令和〇年〇月〇日	<u>建設業の種類</u> 「土」「建」「と」「管」	<u>建設業の種類</u> 「土」「建」「と」「管」「解」

- 建設業許可およびその他登録等について**“何が変わったのか”を明記**したうえで、変更前と変更後を記入してください。
- 建設業許可およびその他登録等については**単純更新の場合でも変更届の提出が必要**です。

<変更届に加えて必要な書類>

- 変更後の情報が記載された許可登録通知書又は許可行政庁等の受領済印のある変更届等を提出してください。
- 許可を受けている建設業を廃業した場合は廃業届を、その他の登録等を廃止した場合は廃止届等を提出してください。

9. 経営事項審査に変更・更新があったとき

- 経営事項審査の変更・更新の届け出は**「建設工事」に申請している事業者のみ対象**となります。「5.経営事項審査の受審の継続について」も合わせてご確認ください。

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
9	●	経営事項審査の変更・更新(建設工事のみ)	令和〇年〇月〇日	<u>審査基準日</u> 平成△年△月△日	<u>審査基準日</u> 令和〇年〇月〇日

- 経営事項審査については**単純更新の場合でも変更届の提出が必要**です。

<変更届に加えて必要な書類>

- 更新後の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）を提出してください。

10. 技術職員数又は資格等保有者数に変更があったとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
10	●	技術職員数又は資格保有者数の変更	令和〇年〇月〇日	一級土木施工管理技士2人 二級土木施工管理技士2人	一級土木施工管理技士3人 二級土木施工管理技士1人

- ・ 変更があった**資格の名称**と**人数**を記入してください。

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ なし

11. 資本金に変更があったとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
11	●	資本金の変更	令和〇年〇月〇日	10,000千円	30,000千円

- ・ 資本金の金額を**千円単位**で記入してください。（資本金が一千万円の場合は10,000千円と記入してください。）

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ 変更後の資本金が記載された登記事項証明書等を提出してください。

12. 舗装プラントの所在地、鋼橋上部の製作工場の所在地に変更があったとき

- ・ 舗装プラント・製作工場の所在地の変更の届け出は「**建設工事**」に申請している**事業者のみ対象となります**。

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
12	●	舗装プラント・製作工場の所在地の変更	令和〇年〇月〇日	北海道△郡△町字△△番地△	北海道〇郡〇町字〇〇〇〇

- ・ 舗装プラントまたは製作工場を閉鎖した場合は、変更後欄に“閉鎖”と記入してください。

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ なし

13. 実印、使用印に変更があったとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前		変更後	
				実印	使用印	実印	使用印
13	●	実印・使用印の変更	令和〇年〇月〇日				
					<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> 営業所名 〇〇支店 </div>		<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> 営業所名 〇〇支店 </div>

- ・ 受任者の使用印を変更する場合は、**使用印の下に営業所名を記入**してください。

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ 実印を変更した場合は**印鑑証明書**を提出してください。
- ・ 委任行為がある場合は**年間委任状**を再提出してください。

14. 資本関係・人的関係に変更があったとき

<変更届の記入例>

◆資本関係・人的関係の有無が変わる場合

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
14	●	資本関係・人的関係の変更	令和〇年〇月〇日	資本関係・人的関係 無し	資本関係・人的関係 有り

◆もともと資本関係・人的関係が「有り」で、内容が変わる場合

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
14	●	資本関係・人的関係の変更	令和〇年〇月〇日	【様式17】資本関係・人的関係調書による	【様式17】資本関係・人的関係調書による

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ 【様式17】資本関係・人的関係調書を提出してください。（資本関係・人的関係が「有り」から「無し」に変更となる場合は様式17の提出は不要です。）

15. 入札参加資格の一部を取り下げたいとき

<変更届の記入例>

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前	変更後
15	●	入札参加資格の一部取り下げ	令和〇年〇月〇日	資格の種類 「土」「建」「と」「管」	資格の種類 「土」「建」「と」

<変更届に加えて必要な書類>

- ・ なし ※ただし、取り下げの理由が建設業許可の廃業による場合は、建設業許可の変更手続きも行い、廃業届を提出してください。

4-7 辞退届の記載例

- 各自治体において名簿登載となった後、何らかの事情により入札参加資格を辞退する場合は、該当する自治体に【変更様式2】競争入札参加資格辞退（喪失）届（以下、「辞退届」という。）を提出してください。

【変更様式2】競争入札参加資格辞退（喪失）届のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【変更様式2】

競争入札参加資格辞退(喪失)届

令和 5 年 4 月 10 日

入札参加資格申請先団体の長 様

所在地	北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号	届出人の印
商号又は名称	株式会社 〇〇建設	届出人印
届出人職名・氏名	代理人 〇〇 〇〇	

下記の理由により貴自治体の競争入札の参加を辞退したいので、届け出します。

※該当する箇所には●印を記入してください。

No.	選択	辞退の理由	届出人	確認書類・理由
1		入札参加資格者が死亡したため	相続人代表者	戸籍謄本等の写し又はその他客観的に事実を確認できる書面
2	●	法人が合併により消滅したため	役員であったもの	登記事項証明書等の写し
3		法人が破産により解散したため	破産管財人	管財人への通知の写し
4		清算事由による清算	清算人	
5		個人事業主・法人代表者	個人事業主・法人代表者	届出書
6		その他(上記以外)	個人事業主・法人代表者	その他の書面

※入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

令和 5 年 4 月 10 日

辞退届を提出する日を記入してください。

届出人印

届出人の印を押印してください。

入札参加資格申請先団体の長 様

宛先は変更しないでください。

該当する理由を●で選択してください。

辞退届と確認書類を1つのPDFにして提出してください。

5. 経営事項審査の受審の継続について

- ・ 経営事項審査の受審の継続は「**建設工事**」に申請している事業者のみ対象となります。

・ 公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、当該公共工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなっています。

【建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の2】

・ 建設工事の請負契約を締結できるのは、直前の事業年度の終了の日から1年7か月の間に限られることから、毎年建設工事を直接請け負おうとする場合は、直前の事業年度の終了の日から1年7か月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受ける必要がありますので、ご留意願います。

・ 契約時点で発注工事に対応する有効な経営事項審査の結果通知(経営規模等評価結果通知書・総合評定結果通知書)を有していなければ、原則的に工事1件の請負代金が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては1500万円)以上の公共工事の請負契約を結ぶことはできません。

落札後に有効期間が切れていることにより、契約締結期限内に契約ができない場合には、自治体が指名停止、違約金の徴収の措置を行うこともありますので、十分注意してください。

6. 競争入札参加資格の取り消し(登録の抹消)

- ・ 各自治体において定めている資格要件を満たさなくなったとき又は、資格の取り消しに至る事項が明らかになったときは、各自治体の取り扱いにより資格の取り消し(該当自治体)が行われることがありますので、ご承知ください。

7. 自治体の連絡先一覧

- 自治体の連絡先を表－3に示します。

表－3 自治体連絡先一覧（1／2）

	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
石狩・空知	江別市	契約管財課	011-381-1066	北海道江別市高砂町6番地
	赤平市	財政課	0125-32-2212	北海道赤平市泉町4丁目1番地
	深川市	企画財政課	0164-26-2622	北海道深川市2条17番17号
	北広島市	契約課	011-372-3311	北海道北広島市中央4丁目2番地1
	新篠津村	総務課	0126-57-2111	北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地
	長沼町	都市整備課	0123-76-8022	北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
	新十津川町	建設課	0125-76-2139	北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
後志	小樽市	契約管財課	0134-32-4111	北海道小樽市花園2丁目12番1号
	島牧村	施設課	0136-75-6272	北海道島牧郡島牧村字泊83番地1
	蘭越町	建設課	0136-55-7815	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
	二セコ町	都市建設課	0136-44-2121	北海道虻田郡二セコ町字富士見55番地
	泊村	建設水道課	0135-75-2140	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字白別191番地7
	余市町	財政課	0135-21-2114	北海道余市郡余市町朝日町26番地
渡島・檜山	松前町	総務課	0139-42-2275	北海道松前郡松前町字福山248番地1
	木古内町	総務課	01392-2-3131	北海道上磯郡木古内町字本町218番地
	七飯町	土木課	0138-65-5795	北海道亀田郡七飯町字本町6丁目1番1号
	鹿部町	総務・防災課	01372-7-2111	北海道茅部郡鹿部町字鹿部252番地1
	森町	契約管理課	01374-7-1088	北海道茅部郡森町字御幸町144番地1
	八雲町	建設課	0137-62-2115	北海道二海郡八雲町住初町138番地
	上ノ国町	施設課	0139-55-2311	北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
	厚沢部町	建設水道課	0139-64-3315	北海道檜山郡厚沢部町新町207番地
	今金町	総務財政課	0137-82-0111	北海道瀬棚郡今金町字今金48番地1
	せたな町	財政課	0137-84-5111	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1
胆振・日高	伊達市	財産契約課	0142-82-3115	北海道伊達市鹿島町20番地1
	白老町	企画財政課	0144-82-2714	北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
	厚真町	総務課	0145-27-2481	北海道勇払郡厚真町京町120番地
	新冠町	建設水道課	0146-47-2518	北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
	浦河町	建設課	0146-26-9010	北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
	様似町	建設水道課	0146-36-2115	北海道様似郡様似町大通1丁目21番地
	えりも町	建設水道課	01466-2-2111	北海道幌泉郡えりも町字本町206番地
	新ひだか町	契約管財課	0146-49-0278	北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

表-3 自治体連絡先一覧(2/2)

	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
上川	旭川市	契約課	0166-25-9701	北海道旭川市6条通9丁目46番地
	士別市	財政課	0165-26-7785	北海道士別市東6条4丁目1番地
	富良野市	財政課	0167-39-2306	北海道富良野市弥生町1番1号
	鷹栖町	建設水道課	0166-74-3312	北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
	東神楽町	総務課	0166-83-2112	北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
	東川町	都市建設課	0166-82-2111	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号
	上富良野町	総務課	0167-45-6980	北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
	中富良野町	総務課	0167-44-2122	北海道空知郡中富良野町本町9番1号
留萌	小平町	生活環境課	0164-56-2111	北海道留萌郡小平町字小平町216番地
	羽幌町	建設課	0164-68-7005	北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1
宗谷	稚内市	財務課	0162-23-6391	北海道稚内市中央3丁目13番15号
	浜頓別町	建設課	01634-2-2358	北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地
	中頓別町	建設課	01634-8-7665	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
	枝幸町	財政課	0163-62-1235	北海道枝幸郡枝幸町本町916番地
	利尻富士町	建設課	0163-82-2511	北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6
オホーツク	北見市	契約課	0157-25-1242	北海道北見市大通西3丁目1番地
	網走市	都市整備課	0152-44-6111	北海道網走市南6条東4丁目1番地
	紋別市	財政課	0158-24-2111	北海道紋別市幸町2丁目1番18号
	美幌町	財務課	0152-77-6531	北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
	斜里町	財政課	0152-26-8214	北海道斜里郡斜里町本町12番地
	清里町	総務課	0152-25-2130	北海道斜里郡清里町羽衣町13番地
	小清水町	建設課	0152-62-4475	北海道斜里郡小清水町元町2丁目1番1号
	訓子府町	総務課	0157-47-2112	北海道常呂郡訓子府町東町398番地
	滝上町	総務課	0158-29-2111	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
	西興部村	産業建設課	0158-87-2111	北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
	雄武町	建設課	0158-84-2121	北海道紋別郡雄武町本町
	大空町	建設課	0152-74-2111	北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
十勝	音更町	総務課	0155-42-2111	北海道河東郡音更町元町2番地
	鹿追町	総務課	0156-66-2311	北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
	新得町	総務課	0156-64-5111	北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
	芽室町	総務課	0155-62-9720	北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
	足寄町	総務課	0156-28-3853	北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
釧路・根室	釧路町	財政課	0154-62-2176	北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地
	標茶町	管理課	015-485-2111	北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
	鶴居村	建設課	0154-64-2115	北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
	別海町	財政課	0153-75-2111	北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
	中標津町	財政課	0153-73-3111	北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
	標津町	建設水道課	0153-85-7247	北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
	羅臼町	建設水道課	0153-87-2163	北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

樣 式 集

競争入札参加資格審査申請書変更届

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

令和5年度及び令和6年度において北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体が行う一般競争入札並びに指名競争入札への参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて届けます。なお、この変更届及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

代表者印(実印)

所在地		
商号又は名称		
代表者職・氏名		

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	変更事項	変更年月日	変更前		変更後	
				商号又は名称	職名	商号又は名称	職名
1		商号又は名称の変更		商号又は名称		商号又は名称	
2		代表者の変更		職名		職名	
				氏名		氏名	
3		受任者の変更・廃止		職名		職名	
				氏名		氏名	
4		本店(主たる営業所)の所在地の変更		〒		〒	
				所在地		所在地	
5		本店(主たる営業所)の電話番号・FAX番号の変更		TEL		TEL	
				FAX		FAX	
6		受任先営業所の所在地の変更		〒		〒	
				所在地		所在地	
7		受任先営業所の電話番号・FAX番号の変更		TEL		TEL	
				FAX		FAX	
8		建設業の許可及びその他登録等に関する変更・更新					
9		経営事項審査の変更・更新(建設工事のみ)					
10		技術職員数又は資格等保有者数の変更					
11		資本金の変更					
12		舗装プラント・製作工場の所在地の変更					
13		実印・使用印の変更		実印	使用印	実印	使用印
14		資本関係・人的関係の変更					
15		入札参加資格の一部取り下げ					

※入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

競争入札参加資格辞退(喪失)届

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

届出人の印

所在地		
商号又は名称		
届出人 職名・氏名		

下記の理由により貴自治体の競争入札の参加を辞退したいので、届け出します。

※該当する箇所に●印を記入してください。

No.	選択	辞退の理由	届出人	確認書類・理由
1		入札参加資格者が死亡したため	相続人代表者	戸籍謄本等の写し又はその他客観的に事実を確認できる書面
2		法人が合併により消滅したため	役員であったもの	登記事項証明書等の写し
3		法人が破産により解散したため	破産管財人	管財人選任通知の写し
4		法人が合併又は破産以外の事由により解散したため	清算人	登記事項証明書等の写し及び理由書
5		入札参加資格を辞退したため	個人事業主・法人代表者	辞退の理由
6		その他(上記以外)	個人事業主・法人代表者	その他の理由

※入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)